

30年度から市民税・県民税の 制度が一部改正されます

税制改正により、医療費控除の必要書類の変更、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）、給与所得控除の改正、住宅ローン控除期限の延長の4点が変わります。

医療費控除は明細書を添付すれば領収書が不要になります

医療費控除の適用を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。明細書を添付すれば、領収書の添付または提示が不要になります。領収書は、5年間は自宅などで保管してください。内容を確認するため、提出をお願いすることがあります。

32年度までは領収書の添付または提示でも申告できますが、その場合でも支払った医療費の総額の計算は必要です。また、医療保険者の発行する医療費通知を添付し、医療費の支払金額を記入すれば、支払先の名称などの記入を省略できます。詳しくは右の記載例をご覧ください。

医療費控除は、支払った医療費そのものが戻る制度ではありません。医療費控除を受ける場合は、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）からどちらかを選択してください。

医療費控除の明細書の記載例

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入してください。医療費通知は、「医療機関の名称」「自己負担額」があるものに限ります。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類。(例：健康保険組合等から発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された自己負担額の合計(自己負担額の合計金額を記入)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の金額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
123,800円	120,000円	0円

医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書を確認してください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名・続柄	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の金額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
八千代 太郎	本人 ■■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	18,040円	0円
八千代 花子	妻 ▲▲診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	4,280円	1,500円
2 の 合 計			22,320円	1,500円

医療費の合計	A (ア+イ)	142,320円	B (イ+ロ)	1,500円
--------	---------	----------	---------	--------

支払医療費の合計
生命保険や社会保険などで補填される金額の合計

従来の医療費控除との選択制でセルフメディケーション税制による医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）が始まります

健康の保持増進や疾病の予防として一定の取り組みを行って、対象となる医薬品の購入金額（生命保険や社会保険などで補填される部分を除く。生計を一にする親族のための支払いを含む）が年間で1万2,000円を超える場合、越える部分について上限8万8,000円の金額に応じた所得控除を受けられます。※取り組みに要した費用は、控除対象となりません。

■スイッチOTC薬控除の対象となる医薬品

スイッチOTC薬とは医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用されたものです。対象製品の領収書などに★や●などのマークが付くので、確認してください。29年1月1日から33年12月31日までに購入した該当の医薬品が対象です。

スイッチOTC薬の品目については、厚生労働省ホームページの「対象品目一覧」をご覧ください。



■適用を受けるには次の2点が必要です

①取り組みをしたことがわかる書類のうち1点

- ・予防接種の領収書か予防接種済証
- ・市町村のがん検診の領収書か結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書か結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書か結果通知書

※いずれも「氏名」「取り組みを行った年」「勤務先名称や保険者名」があるもの。上記以外の場合は厚生労働省HPをご覧ください。領収書は原本が必要です。結果通知表は健診結果部分を黒塗りした写しでも可能です。

②セルフメディケーション税制の明細書

薬局などの支払先、医療品の名称、購入金額、生命保険や社会保険などで補填される金額を明細書へ記入する必要があります。明細書を添付すれば、領収書は不要です。

32年度までは領収書の添付か提示でも申告できますが、その場合でも対象となる購入した医薬品の総額の計算は必要です。領収書

は、5年間は自宅などで保管してください。内容を確認するため、提出をお願いすることがあります。

給与所得控除の改正

給与所得控除の上限額が、下記のとおり引き下げられます。

■給与所得控除の改正

適用時期	現行	30年度(29年分)以降
上限額が適用される給与収入額	1,200万円～	1,000万円～
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

住宅ローン控除の期限が延長されます

適用期限が2年6月延長され、平成33年12月31日までとなります。

この特集の
お問い合わせは市民税課
☎483-1151(代表)へ

広告